

## 令和5年度第10回大阪市建築審査会会議録

○日 時 令和6年2月13日(火) 午前10時00分開会  
午前11時24分閉会

○場 所 大阪市役所本庁舎 P1階 会議室

○議 事 1) 個別同意案件  
2) 一括同意案件の報告  
3) その他

○会議資料 1) 建築許可に関する建築審査会の同意について(依頼)  
2) 建築基準法第43条第2項第2号許可における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告  
3) 建築基準法第85条第7項許可における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告

○出席委員 5名(欠は欠席者)

会 長	横田 隆司		
委 員	阿部 昌樹	委 員	松島 格也
	欠 橋寺 知子		大藤 さとこ
	欠 清水 陽子		牧田 武一

○出席幹事 計画調整局 坂中(建築指導部長)  
森(建築企画課長)  
生駒(建築情報担当課長)  
國領(建築確認課長)  
中森(監察課長)  
岩本(都市計画課長)  
中坊(開発誘導課長)  
環境局 藤澤(環境管理課長代理) (注1)

消防局

都丸（消防設備指導担当課長）

○事務局 計画調整局 山下（注2）、木戸（注2）、  
岡崎（注2）、赤井、森田、鈴木

（注1） 幹事の代理として出席

（注2） 書記

---

開会 午前10時00分

横田会長が開会を宣言した。

議事記録責任者について、事務局から松島委員と牧田委員に依頼し、承諾を得た。

#### ◎同意案件

議案第24号 仮設建築物の特例許可（建築基準法第85条第7項）について

○事務局（岡崎） （議案第24号の説明）

○横田会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、今ご説明いただいた本議案について、委員の先生方、ご意見、質問等あればご自由にお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

○阿部委員 説明どうもありがとうございます。

ちょっと聞きそびれちゃったんですけども、管理用通路に関しては平常時には一般来場者は歩行できないようにしている、その趣旨というのはどういうことでしょうか。

○事務局（岡崎） 管理用通路は、営業時間外も含めてバックヤードの従業員や物販搬入等に利用する通路のため、一般来場者の方が入らないように一定のセキュリティーをかけていると博覧会協会から聞いております。

○阿部委員 そうすると、一般来場者が歩行しても危険ではない。

○事務局（岡崎） そうです。形態的には通常の道路といいますか、通路形態になっており、営業時間中の運用につきましては一定のセキュリティーをかけているということになります。

○阿部委員 そうすると、先ほどおっしゃいましたように、火災時とかにこの管理用通路

に出た場合に、それで何か危険にさらされるということは基本的にはないという理解でよろしいわけですね。

○事務局（岡崎）　そうですね。避難時につきましては、道路同等に避難できるという計画になっておりますので、危険ということはないと考えております。

○阿部委員　分かりました。ありがとうございます。

○横田会長　ありがとうございます。

ほか、委員先生方から何かございますか。

これ、設備だけけれども、この施設自身が危ないとかそんなことはないですか。

○事務局（岡崎）　消防局など危険物等に該当するか否かも含めまして、設備の配置計画等につきましては、各関係部局と協議した上で設置されていますので、一般来場者の方に危険が生じる事にはならないと考えております。

○横田会長　分かりました。ご説明ありがとうございます。

委員の先生方、特によろしいですかね。

牧田委員、お願いします。

○牧田委員　ご説明どうもありがとうございます。

2点お願いします。

まず、バスの乗降口というのがちょっと図面で読み取れなかったもので、どこの場所か教えてください。

もう一つは、一部木造という構造がどこなのかというのも教えてください。

以上です。

○事務局（岡崎）　バスの乗降所につきましては、現在まだ確定はしておりませんが、申請者から先ほどの空地等管理用通路の図面を見ていただきますと、今のところ、リング東側の外側にあります日本館付近のところで専用のバス乗降所を予定していると聞いておりますが、まだ確定ではありません。今後、博覧会協会と協議しながら最終的に乗降所を確定すると聞いております。

なお、申請地につきましては、敷地の南側、図面上、下側ですね。少し敷地内に食い込んでいる部分、こちらがバスの寄りつきとなっております。基本的にはバスを寄りつきで止めて降りいただき、バス自身は来場者の方が帰られるまでここで待機ということになっており、基本的には1台で行き来する予定と聞いております。1時間間隔で行き帰りを運行する予定で、1日最大10回を予定していると聞いております。

また、一部木造につきましては、平面図を見ていただきますとガイダンスと書いております部分が木造で、パースを見ていただきますと、手前側の外壁が木のような設えになっています。こちらのガイダンス棟が木造となっております、それ以外は鉄骨造となっております。鉄骨造部分、木造部分のいずれにつきましても構造耐力上の計算は、本設同等で今回計画されることになっております。

○横田会長 ありがとうございます。

じゃ、松島委員、お願いします。

○松島委員 先ほどのご説明では、このパビリオンについて、バスでどれぐらいというお話があったんですけども、今後、先ほどお話にあったような大阪ガスさんの展示場ですとか、それから管理本部とか供給処理施設、こちらにもある一定の人はいるという理解なんですけれども、それらを含めても避難の計画等には問題ないという判断でよろしいですか。

○事務局（岡崎） そうですね。元々、この施設の想定はなかったと聞いておりますが、管理本部、供給処理施設につきましては当初から計画されているため、従業員を含めて関係者の方というのは、当然避難上、支障ない計画としています。

今回、本計画及び予定では隣接地に大阪ガスも計画されると聞いておりますが、そこまで一度に大勢の人数が利用する事はないと聞いておりますし、今回の計画を含めても緑色部分の管理用通路で避難上は支障ない事を主催者である博覧会協会を含めて確認はしておりますので、大阪市としても支障ないと考えております。

○横田会長 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

それじゃ、ほかにご意見等ございませんので、本件は同意ということでまとめさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、議案第24号について同意ということにさせていただきます。

（各委員からの異議の発言なし）

◎同意案件

議案第25号 仮設建築物の特例許可（建築基準法第85条第7項）について

○事務局（岡崎） （議案第25号の説明）

○横田会長 ご説明ありがとうございます。

それでは、この議案について、委員の先生方、ご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

松島委員、よろしくお願ひします。

○松島委員 最後のご説明のところですが、私が理解した範囲で言うと、仮設なので今回こういう取扱いができる形であって、もしこういったやり方を定常的な建物に適用するときには国土交通大臣の許可が要ると、そういう認識でよろしいですか。

○事務局（岡崎） そうですね。構造関係規定につきましては、仮設建築物のため、法令の一部が適用除外されます。例えば構造計算等です。通常本設であればそういったものが建築基準法令で規定されているため、当然それに合わないものにつきましては、国土交通大臣の認定が必要になります。

ただし、今回は、仮設建築物のため、法令の一部が適用除外されているというところをもちまして、評価機関での評定というところで安全性の確認を行うという流れにしております。

○松島委員 仮設の部分で省略されているとおっしゃったところがどういったところなのかというお話を少し教えていただきたいのと、一部事例があるというのは、具体的に何かもしご存じでしたら教えていただけますか。

○事務局（岡崎） まず、法令の一部として構造関係規定以外には、例えば耐火建築物、準耐火建築物等が適用除外できます。また、構造関係につきましては、例えば構造計算、あと材料の強度などが適用除外できます。

今回につきましては、一般的に構造上耐力上主要な部分に使用するコンクリートは、J I Sコンクリートを使用しますが、今回、吹きつけを含めてJ I Sコンクリートではないため、法令で定めのない部分となっております。そちらにつきましては、評価機関により、試験等により通常のJ I Sコンクリート同等というところを評価していただいて、強度や構造計算等を含めて安全性の確認を行っているということになります。

建物自身、建築物としては現在、事例がないと聞いておりますが現在、調べる限りでは、土木の方で鹿島建設が道路工事などの土木部分で一部使用している事例があると聞いております。

今後、本設建築物のほうで大臣認定を取ってというところは、現時点では予定していないと聞いておりますが、可能性はあるのではと思っております。

○松島委員 過去に事例があるんだったら、そこで大丈夫だったのかなと確認しようかな

と思ったんですけれども、ないけれども、土木分野ということはどうなところですかね。何かトンネルとかですか。そんなところはやらないですよ。

○事務局（岡崎） 調べる限りでは、高速道路などの橋脚だったと思います。土木なので建築とまた別の話になると思いますが、使用されている事例としてはそういうところで用いられているというのは聞いております。

○横田会長 ありがとうございます。

膜の上にコンクリートを乗せるという、それ自身もチャレンジなんですかね。

○事務局（岡崎） 膜の上ですかね。

○横田会長 いや、この8ページを見る限り。膜の下かな。ごめんなさい。

○事務局（岡崎） そうですね。膜をまず膨らませて、これ自身が通常、膜だけであれば当然、空気膜構造とかは大臣認定を取った上でというのがありますが、これにさらに吹きつけコンクリートをしてというのはないとは思いますが。

○横田会長 仮設だからいいかという話なんでしょうね。はい、分かりました。

というようなチャレンジングな建物ですが、ほかの先生方。

○阿部委員 今のお話で、そうすると許可案件となっているのは、使用するコンクリートが通常のコンクリートではないということに加えて工法も含めてという。

○事務局（岡崎） そうですね。工法を含めて、例えば、鉄筋コンクリート造とか法令で規定しているものに該当しないということになりますので、本設であれば大臣認定が必要となりますが、今回は仮設であり、評価機関による評定となるため、今回、個別審議として諮らせていただくということになっております。

○阿部委員 そうすると、材料プラス工法というこの両面で個別許可が必要だという理解ですね。

○事務局（岡崎） そうですね。それを含めて評価機関のほうで通常のコンクリート同等というのを確認しているということになります。

○阿部委員 あと、ちょっと全然別の話ですけれども、内部の6ページの図ですけれども、ホールとなっていて、子供を預かるというようなお話でしたけれども、この図ではトイレとか水回りとか全くない図になっているんですけれども。

○事務局（岡崎） まずは建物としましてこの形を建築しまして、完成した後に運営を決めて、その後に間仕切り等を行ってトイレを含めて計画すると聞いております。

○阿部委員 そうすると、そうした内部の設計とかが固まった段階ではなくて、それより

も手前のまだ内部は白地みたいな状況で許可を求めるといのは、何かそういう理由があつてのことですか。

○事務局（岡崎） 当然スケジュール的なものもありますが、一般的に言うと、テナントビルとかのテナント工事ですね。そういうイメージでして、まず建物として建てた上で、中の間仕切り等の仕様につきましては、テナント工事で一般的にやられると思いますので、そういうイメージで、建物完成後に間仕切り等を入れて、最終的には運用できるようにするという流れになっております。

○阿部委員 なるほど。ちょっと気になるのは、やっぱり子供を預かるということだと、こんな場所で子供を預けられへんやろうみたいなものになってしまったらやっぱり困るわけですし、この図だけだとちょっと不安かなという気がしましたので。

○事務局（岡崎） これから運営も検討されていますので、委員の方からご意見あった旨は伝えさせていただきます。

○阿部委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○横田会長 今の阿部先生の話は、ここで許可を出しちゃっているというところで、何か起こったら誰の責任やというのはここじゃないよというのをきちっと示していただければという話で。

○事務局（岡崎） はい、分かりました。

○横田会長 それは、またどこか審査機関とのやり取りがあるという前提ですか。

○事務局（岡崎） そうですね。間仕切り等につきましては、今後、仮設許可のほうでも変更の手続きをお願いしております。当然それを出していただいて、変更される内容が基準適合するかどうかというのはこちらのほうで確認させていただいております。

なお、確認申請が必要な建築行為につきましては、確認申請を出していただいて、適合しているかを審査機関にてチェックさせていただきます。

○横田会長 分かりました。

だから、ここではあくまで構造とか工法がという、出てきた案件に対してのみということだね。

○事務局（岡崎） そうです。

○横田会長 分かりました。ありがとうございます。

じゃ、どうぞ。

○大藤委員 ご説明ありがとうございます。

2点教えてほしいんですけれども、この工法とかでの安全性について確認されたと先ほどからご説明いただいたんですけれども、その安全性ということ、内容ですね。何か防火的なことなのか耐震的なことなのか、その辺ちょっと詳しく教えていただけたらと思ったのと、あと、子供さんを預かるという設備だということなんですけれども、この建物も先ほどからあった建物のように何か避難経路みたいなやつとかも2方向で設定される予定なのか、この図で見ると何かちょっと入り口とかもよく分からなかったのも、その辺を教えていただけたらと思います。

○事務局（岡崎） まず、1点目の安全性の確認につきましては、本計画の場合、建物の構造耐力上の安全性に関する内容となっております。建物の構造耐力上の安全性に関する内容は、建築基準法令で規定されており、例えば、鉄筋コンクリート造であれば、使用するコンクリートの品質や鉄筋の配筋方法等の仕様規定及び構造計算等の規定がありますが、本計画の構造方法につきましては、建築基準法令で規定されておられません。

この場合、本設であれば大臣認定が必要となりますが、今回は仮設であるため、大臣認定前の評価機関により、構造耐力上の安全性の確認を行っていただき、評定書の交付をもって仮設許可を行うという流れとなっております。

2点目の避難経路につきましては、今回の用途は展示場等ではありませんので、仮設許可基準で定めています2方向避難までは求めておりませんが、平面図を見ていただきますと、まず図面の右、建物の右下辺りに壁がない部分があると思います。こちらが、一般来場者の方が利用される動線となっております。

建物上側のほう、そちらにも一部壁がありませんが、そちらのほうに800以上と書いています片開きの扉があります。こちらがいわゆるバックヤードの動線となっております。通常時は、一般来場者の方は下側から、従業員の方は上側から出入りするということとなっておりますが、避難時は上側の片開きの扉からも避難できるように計画上配慮していただいておりますので、避難上も問題ないと考えています。

○横田会長 ありがとうございます。

ということで、構造については鹿島さんだから心配はしてないんですけれども、内装はどうかというのはいろいろ気になるところではあるということと、これ絵が卵なんで、入り口も、そこに頭上注意とかいうしょうもないものがついて、景観を台なしにしないようにしていただきたいというのは、私、そんなことばかり経験して思っています。

○事務局（岡崎） ご意見あった旨、お伝えさせていただきます。

○横田会長 よろしくお願ひします。

ほか、よろしいでしょうか。

○阿部委員 参考のためになんですけれども、これに関しては造る側、鹿島が申請して、通常はこの種のものには博覧会協会の申請事項になるのかなという気がするんですけども、鹿島が申請しているのは何か理由があるんですか。

○事務局（岡崎） まず、会場内の建物につきましては、基本的には管理施設を含めて、博覧会協会が建築主、申請者となっているケースと、あと参加される海外のパビリオン、民間企業のパビリオンなどは、それぞれの方が建築主となっております。

一方、現物協賛といまして、要は建物を造ってそれを協賛として提供する形で万博に参加するというケースが今回の計画で、鹿島建設としては、新しい工法のチャレンジという事で環境型コンクリートのPRも含めて建設すると。ただし、用途につきましては博覧会協会と協議した上で、一時預かり所の設置を博覧会協会から受けて、決めております。

よって、建築主としましては、今回は鹿島建設が発注者でもあるため、確認申請を含めて申請者及び建築主が鹿島建設となっております。完成後に博覧会協会に提供するといえますか、そういう形になりますので、申請者はあくまでも鹿島建設ということになります。

○阿部委員 発注者も建築も鹿島がという、両側が鹿島という形になっているんですね。

○事務局（岡崎） そうですね。

○阿部委員 分かりました。

○横田会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、この議案も同意ということでまとめさせていただきます。ありがとうございました。

（各委員からの異議の発言なし）

## ◎同意案件

議案第26号 仮設建築物の特例許可（建築基準法第85条第7項）について

○事務局（岡崎） （議案第26号の説明）

○横田会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、今ご説明いただいた本議案について、委員の先生方、ご質問、ご意見等あれば自由にお願ひしたいと思います、いかがでしょうか。

○阿部委員 どうもありがとうございます。

2点ほどですが、まず1点目は、ヤシの葉の莖って全然イメージが湧かないんですけども、万が一火災とか発生したときに、例えば非常に有害な何か煙が出るとかというような問題はないのかどうかということが1点目ですけども、いかがでしょうか。

○事務局（岡崎） 当然、火災時に一定燃えるといいますか、煙等は一定発生すると思いますが、有毒なガスが発生するかというのは設計者から聞いておりません。

○阿部委員 そこら辺、例えば国産材で普通の木材であれば当然過去の運用実績があると思うんで十分分かると思うんですけども、恐らく国内では全然例のない素材だと思いますので、そこら辺、本国のほうで何か既に実証実験みたいなことをやっているのかどうかというようなことはいかがなんでしょうか。

○事務局（岡崎） 本国のほうで例えば試験なりというのをやっているデータがあるかは設計者から聞いておりません。

○阿部委員 そこら辺ある程度きちっとチェックしたほうがいいんじゃないかなという気がしないでもないというのが1点目です。

2点目として、平面図なんですけれども、これ見ると結構ヤシの葉でくるんだ柱がすごくランダムな感じに立てられているという印象なんですけれども、デザインとしてはいいのかなという気がするんですけども、ただ万が一のときにすごく避難動線がややこしくなるという可能性が懸念されることで、大丈夫なのかというのが、その辺のことも十分避難できるだろうという確認はしているのかということがちょっと気になります。特に、避難路が見えなくなっちゃうと思うんですね。柱がこういうふうにランダムになっていると、真っすぐ行けないわけで、それが大丈夫なのかというのがちょっと気になるんですけども、いかがでしょうか。

○事務局（岡崎） 避難経路につきましては、柱がランダムに配置されておりますので、まずはそれぞれの壁方向に行けるように、柱に、現在消防局とも協議中ではありますが、消防設備を含めての誘導灯や案内サインなどを適切に配置することでそれぞれ各出口のほうに誘導できるように考えていると設計者から聞いております。ただし、設備等の配置につきましては、今後も検討していくとのことですので、今回ご意見あった旨もお伝えさせていただきますし、避難時及び通常の利用も含めて混乱が生じないような配慮を

行うようにお伝えさせていただきます。

○阿部委員 よろしくをお願いします。

ちょっとヤシの葉の茎、その素材が何か気になる場所なんですけれども、もし何かそういうデータがあるのであれば提供してほしいみたいなこともぜひ伝えていただければと思います。

○事務局（岡崎） はい。

なお、内装制限につきましては、露出柱部分は適用されません。壁及び天井部分は難燃以上となりますが、設計者も配慮して、不燃性の内装材、壁・天井を設けており、通常どおり消防設備は設置するというので、配慮していただいておりますが、茎自身の仕様については、材料をそのまま使っておりますので、その点は再度確認させていただきます。

○横田会長 ということでお願いしたいと思いますが、ほか、よろしいでしょうかね。どうぞ。

○大藤委員 すみません。私も阿部委員と同じで、ヤシの木が一般の木材より何か燃えやすかったりするのかなとか、何かその辺もちょっと気になったんですけれども、何か情報があれば教えていただけたらと思います。

○事務局（岡崎） そうですね。一般の木より燃えやすいというところは、設計者からは聞いておりませんので、通常の木よりも燃えにくくないのかどうかにつきましては改めて確認をさせていただきます。

○大藤委員 ありがとうございます。

このパビリオン内に何かカフェとかもありますし、結構火気もあるのかなと思ったのでちょっと気になりました。

○事務局（岡崎） なお、今回、建物全体の内装を不燃材料にしておりますが、キッチンにつきましてはIHを使用しており、ガスコンロは使用しない計画となっておりますが、先ほどのご意見につきましては伝えさせていただきます。

○横田会長 ありがとうございます。

植物なんで、結構油をためている植物かどうかというのは気になるので、お願いいたします。

松島委員、よろしいですか。

○松島委員 先ほどの案件のところと同じなんですけれども、ご説明の中で本日開催予定

の報告委員会で報告というお話があったと思うんですけども、そこで、具体的に何が報告されて、本来は恐らくいろんな事情で先にこちらをやるということで、本来はこの前にそれがあった内容を受けてやるべきものなのか、それともこちらで審議する内容とは独立していいものなのか、ちょっとその辺を教えていただけないですか。

○事務局（岡崎） 本で行われる予定の報告委員会は、これまでにそれぞれの計画毎に有識者の方を集めて、実験等の結果を含めて何回か部会を開催しており、内容については、部会で確認をしていただいて、その際に何かあれば意見をいただいているというふうに聞いております。

本で行われる予定の報告委員会につきましては、評定書を発行するに当たり、最終的にこの内容で確定しようというものが本で行われる予定で、内容につきましては、本日までに部会にて安全性の確認を行っているというふうに聞いております。

○松島委員 そうすると、審議されるべき内容はほぼもう終わっているから、その内容に基づいて今回我々は審議していると、そういう理解ですか。

○事務局（岡崎） そうです。本来は確かにおっしゃるように評定をいただいてからというべきかもしれませんが、評定書をもって許可することになっておりますので、評定書が出ない限りは許可通知書は交付しないため、そこで最終的に担保して許可しようと考えております。

○松島委員 評定書自体は出ていないけれども、その内容自体は事務局の皆さん含め理解をされていて、その内容に基づいて今回ご説明があったと、そういうふうに判断しているということですかね。

○事務局（岡崎） はい。

○松島委員 分かりました。

○横田会長 ありがとうございます。

それでは、牧田委員、お願いいたします。

○牧田委員 ご説明どうもありがとうございます。

3点ありまして、まず1点は、外壁のところは中空のポリカーボネートということで、これ不燃とは書いていないんですが、屋根とか天井は不燃というふうに先ほどおっしゃっていたと思うんですけども、この部分は不燃ではないのはなぜかというのが1点。

2点目がヤシですね。最後の写真を見ますと4枚あって、右上のほうに鉄骨で、これは鉄筋ですかね。鉄筋ではらみ止めをしていると思うんです。縦方向については先ほど

鉄筋を入れて、真ん中には芯材で鉄骨を入れているということで、それぞれの自重なり外力に対しては耐えているという、ただ、このヤシがはらむ場合のはらみ止めというのがこの施工の写真で見られるんですが、パースを見ていると、恐らくデザイン上なのか、そのはらみの鉄筋がちょっと見えにくい。もしかするとないのではないかとということで、これはデザイン上やはりないほうがきれいなので、ヤシの茎を縦方向に見せるということで、ちょっとこれが気になっているんですね。はらみ止めがあるのかないのかという、これが2点目です。

3点目は、やはり先ほどからの前の議案にもありますように、我々にとって審査会での今回の位置づけと評定書を取るというときのタイミングの評定書のそういったちょっとフローみたいな関係を、フロー図でいいのでちょっと示していただければありがたいなという、この3点です。お願いします。

○事務局（岡崎） まず、外壁のポリカにつきましては、本設の建築物の場合は、耐火建築物にする必要がありますが、仮設建築物のため、適用除外されております。

おっしゃるとおり、外壁の仕様としましてはポリカになっていきますので、不燃ではありません。少し見にくいですが、例えば7ページ目を見ていただきますと、先ほどのメインホールの平面図を拡大している図面ですが、出入口部分の下の壁に不燃膜と書いております。要は外壁の外側はポリカで、不燃ではありませんが、内側に不燃膜を張りまして、それが内装仕上げとなりますので、内装仕上げとして不燃の認定を取っているものを使用しております。

また、屋根自身は不燃ですが、内装の天井につきましては、平面図左下にメインホール、仕上げメラニン化粧板とあり、天井材は不燃の認定を取っているメラニン化粧板を使用していますので、内部の壁、天井は不燃の認定を取っているものとなります。なお、外壁につきましては、仮設建築物のため適用除外しています。

ただ、屋根につきましてはアルミニウムパネルのため、不燃材となっております。

続きまして、ヤシの葉の茎の束ねているところのはらみ止めにつきましては、まず、ご説明させていただいたとおり、柱自身は内部に柱がありますので、それで水平加重を負担しております。一定、その鉄骨部材で鉛直荷重も負担しますが、今回はヤシの葉の茎も含めて鉛直荷重を負担していると聞いております。

よって、施工方法としましては、写真の通り束ねないと構造的に成り立たないため、パースでは分かりませんが、実際は束ねる計画であると聞いております。念のため確認

はさせていただきます。

フロー図につきましては、もし次回でもよろしければ、一度その手続の流れのところを含めてフロー図で参考にご説明させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○横田会長 よろしいでしょうかね。

○牧田委員 3点ありがとうございます。

そしたら、再度確認なんですけれども、1点目の内装膜で内壁についての不燃は施されているということだという説明なんですけど、開口部がありますよね、1.9の3枚。この3枚扉のところの約6メートルの開口部分については不燃が施されていないという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局（岡崎） 扉部分ということですね。

○牧田委員 扉部分。

○事務局（岡崎） 扉部分につきまして、仮設建築物のため、延焼のおそれのある部分でも防火設備は適用除外されます。仮設許可基準の中では、内装制限を入れさせていただいておりますが、開口部自身には内装制限がかかりませんので、必ず不燃じゃないと駄目ということにはなりません。不燃性だと思いますが、開口部の仕様につきまして確認させていただきます。

○牧田委員 これ、パースを見ますと、恐らく先ほどのポリカの外壁と同じようなデザインではないのかなというふうに、3ページのパースですかね、見受けられるんですが、このちょうど扉が開閉しているのはですね。ではないんですか。

○事務局（岡崎） 詳細の確認ができておりませんので、ガラスなのか、外装材と同じポリカかであるかは確認させていただきます。

○牧田委員 確認よろしくお願いいたします。

○横田会長 よろしくお願ひしたいと思います。

ランダムにいろんなことをするのが好きな建築家なんで、分かるんだけどということ。

私、思うんだけど、要するに中の人数制限はきっと必要だろうと思うんで、一体この箱の中に何人詰め込むのが適正で、そのためにはちゃんとメインエントランスで人数制限をきちっとするということをちゃんと、オペレーションなんで建築は関係ないかもしれないけれども、そういうことをぜひお願ひしたいなと思っています。

○事務局（岡崎） 入場制限を行う予定とは聞いております。最大人数も含めて、運用面も含めてご意見としてお伝えさせていただきます。

○横田会長 ぜひよろしく申し上げます。ありがとうございます。

ほか、委員の先生方、よろしいでしょうかね。

できたら楽しいんだけど、いろんなこと考えてしまうなという建物でした。ありがとうございます。

ほかに意見がないようでしたら、これで同意ということでもとめさせていただきます。よろしいでしょうかね。はい、ありがとうございました。

（各委員からの異議の発言なし）

#### ◎一括同意案件等の報告

- 接道義務の特例許可（建築基準法第43条第2項第2号）における建築審査会一括同意基準に適合したものについて

- 仮設建築物の特例許可（建築基準法第85条第7項）における建築審査会一括同意基準に適合したものについて

○事務局（木戸） （報告案件の説明）

○事務局（岡崎） （報告案件の説明）

○横田会長 ありがとうございます。

ちなみに、まだ出てくるんですかね。

○事務局（岡崎） 個別案件につきまして、今のところ来月も予定しており、4月も予定しております。また、年度を越えても5月、6月は個別の案件を予定しております。

○横田会長 そうですか。分かりました。

○事務局（岡崎） ただ、基本的には一括同意がメインになると思います。来年4月から開催予定ですので。

○横田会長 4月からなんで。

○事務局（岡崎） もうそろそろ許可申請は終わるのではというようなイメージでは思っております。

○横田会長 大丈夫かなということちょっと心配しているところですが、分かりました。先生方、よろしいでしょうかね。

ありがとうございます。ご報告を承りましたということにさせていただきます。

(各委員からの異議の発言なし)

それでは、最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局（木戸） 次回の審査会につきましては、3月12日火曜日午前10時から大阪市役所P1階会議室での開催を予定しております。

○横田会長 それでは、本日の建築審査会はこれで閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

閉会 午前11時24分